

予算項目	配水費-委託料
委託番号	委託第40号

# 設計書

課長	課長補佐	係長	副務者	検算	主務者

年度	令和7年度	作成年月日	令和7年4月17日	履行期間	から
委託名	漏水調査業務委託				令和8年1月30日
委託場所	秋田地区・国道9ブロック			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国補・県補・市単				

費用内訳			業務概要			
	設計額 (円)		調査対象配水管延長	303.7km	弁栓音聴調査	42.6km
	業務価格		調査対象戸数	26,996戸	路面音聴調査	42.6km
	消費税等相当額		確認調査	0.9km		
	業務委託費					
			副務者	(職名)氏名		
			主務者(監督員)	(職名)氏名		

本委託費内訳書

工種	種別	細別	単位							摘要
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
直接業務費	作業計画作成		km	303.7						単価表第1号
	現場下見調査		km	303.7						単価表第2号
	弁栓音聴調査		km	42.6						単価表第3号
	戸別音聴調査		戸	2,700						単価表第4号
	戸別振動計測点検		戸	24,296						単価表第5号
	戸別振動計測データ処理解析		戸	24,296						単価表第6号
	路面音聴調査		km	42.6						単価表第7号
	漏水確認調査		km	0.9						単価表第8号
	報告書作成		km	303.7						単価表第9号
	小計									
直接経費	安全費		式	1						直接業務費の3%
	滞在費		式	1						単価表第10号
	小計									
業務原価	計									
諸経費			式	1						
業務価格	計									
消費税等相当額										
漏水調査業務委託費	合計									

## 委託業務内容

ブロック名	調査対象延長(km)	弁栓音聴調査(km)	路面音聴調査(km)	確認調査(km)	戸別音聴調査(戸)	戸別振動計測点検(戸)
2 中野	15.8	0.0	0.0	-	125	1,123
3 下新城	25.1	0.0	0.0	-	70	634
5 飯島東	41.5	0.0	0.0	-	426	3,832
6 土崎港	11.6	0.0	0.0	-	106	955
7 土崎	37.2	0.0	0.0	-	508	4,569
9 将軍野北	25.3	0.0	0.0	-	278	2,500
34 茨島	50.6	0.0	0.0	-	570	5,125
42 御野場	54.0	0.0	0.0	-	520	4,683
100 国道	42.6	42.6	42.6	-	97	875
計	303.7	42.6	42.6	0.9	2,700	24,296

# 漏水調査業務委託仕様書

令和7年度  
秋田市上下水道局

# 漏水調査業務委託仕様書

## 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、秋田市上下水道事業管理者が行う漏水調査業務委託に適用するものとする。

(用語の定義)

第2条 本仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 指示：委託者側の発議により、監督員が受託者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準又は計画などを示し実施させることをいう。
- (2) 承諾：受託者側の発議により、受託者が監督員に報告し監督員が了解することをいう。
- (3) 協議：監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(監督員)

第3条 委託者は、調査業務について指示、承諾および協議を行う監督員を定めるものとする。

(受託者の業務)

第4条 受託者は、契約の履行に当たっては、業務委託の意図および目的を十分に理解した上で、調査業務の諸要素を満足するよう最高の技術を発揮しなければならない。

(現場代理人)

第5条 受託者は、調査業務における現場代理人および主任技術者を定め、所定の様式（現場代理人、主任・監理技術者経歴書）により委託者に届け出るものとする。

2 現場代理人は、契約書、図面、仕様書および現場説明に対する、質問および回答書等に基づき調査業務に関する一切の事項を処理するものと

する。

3 主任技術者は、調査業務を行う上で技術上の管理を行うために必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

(調査技術者)

第6条 受託者は、調査業務に従事する技術者を定め所定の様式により委託者に届け出るものとする。

2 調査技師等は、次の各号に定める職務内容と実務経験を有する者でなければならない。

(1) 調査技師

調査業務および漏水防止対策業務に精通し、業務の総括、計画、立案および指導を行い、実務経験を7年以上有する者。

(2) 調査助手

漏水調査および管路探知等の作業に習熟し、実務経験を1年以上有する者。

(提出書類等)

第7条 受託者は、業務の実施に当たって、委託者の契約に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。また、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

(1) 業務施工届 (契約締結後5日以内に)

(2) 業務計画書 (契約履行期間開始の1週間前まで)

(3) 業務打合簿 (事案が発生した都度)

(4) 漏水調査報告書 (随時)

2 受託者は調査中、漏水調査日誌を監督員に提出しなければならない。

3 指示、承諾および協議は、原則として書面により行うものとする。

(調査業務計画)

第8条 受託者は、調査目的を十分把握して調査業務計画書を作成し、前条第1項(2)に定める期間までに委託者へ提出しなければならない。

2 調査業務計画書には、次の事項を記入するものとする。

(1) 作業内容

(2) 作業順序および方法

- (3) 作業の工程表
- (4) 使用機器の種類、名称および性能（一覧表）
- (5) 作業の班編成とその内容および責任者
- (6) その他参考となる事項

3 様式は任意とする。

（身分証明書）

第9条 受託者は、調査実施に先立ち、委託者から調査に従事させる者の身分証明書の交付を受けなければならない。

2 調査に従事する者は、身分証明書を常時携帯し、漏水調査に係る土地の所有者等の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 受託者は、調査が完了したときは、遅滞なく身分証明書を委託者に返納しなければならない。

（土地の立入り等）

第10条 受託者は、調査実施に当たり、宅地（公有又は私有の土地）に立入る場合は、あらかじめ占有者に対して通知しなければならない。

（現場管理）

第11条 受託者は、調査に当たり、公衆に迷惑を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

2 受託者は、調査に当たり、地上・地下の既設構造物を破損しないよう適切な措置を講ずるものとする。

3 受託者は、傷害、火災、およびその他事故発生を未然に防止するとともに、労働基準法その他の関係法規を守り、円滑に調査を行わなければならない。また、交通安全対策には特に留意し必要に応じてその措置を行うものとする。

（成果品）

第12条 受託者は、調査終了後速やかに成果品を監督員に提出しなければならない。

2 成果品の内容については、次のとおりとする。

- (1) 漏水調査結果報告書 1部

- ア 調査概要、方法および使用機器
- イ ブロック毎の実施数量
- ウ 漏水調査報告書および漏水箇所の一覧表
- エ 漏水箇所位置図
- オ 時間積分式漏水発見器の計測データ一覧
- カ 調査結果の分析、考察および提言

(2) 現場写真 1部

(3) (1)オ調査の計測データ波形動画をP C上で再現できるC D-R

等（秋田市電子納品運用に関するガイドラインに基づいた電磁的記録媒体）に保存したもの。

(4) その他監督員が必要と認めたもの。

3 成果品は、すべて委託者の承諾を受けないで他に公表や貸与し、又は使用してはならない。

（疑義）

第13条 受託者は、漏水調査業務の実施に当たり、設計図書等に疑義を生じた場合は監督員と協議の上、実施するものとする。

## 第2章 調査作業

（業務範囲）

第14条 本業務は、別紙、漏水調査ブロック図の範囲において、漏水調査（現場下見調査303.7km、弁栓音聴調査42.6km、戸別音聴調査および戸別振動計測点検26,996戸、路面音聴調査42.6km、漏水確認調査0.9km）を実施するものとする。

（現場下見調査）

第15条 調査区域の配水管図面と現地の管路および弁栓類等の位置確認を行うものとする。また、管種、埋設深度、地形および調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道施設全般を把握し、その結

果を監督員に報告しなければならない。

(戸別音聴調査)

第16条 調査区域内の各戸毎の止水栓および量水器を調査対象とし、音聴棒を用いて音聴し漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。なお、その漏水音発見箇所をスプレー等でマーキングする場合は家屋等に十分留意しなければならない。

(戸別振動計測点検)

第17条 調査区域内の各戸毎の止水栓および量水器を調査対象とし、時間積分式漏水発見器を用いて点検し、各戸の量水器で発生している振動の継続性の割合（積分値）を計測するものである。また、同時に漏水音（漏水疑似音）を録音データとして集音するものである。

(戸別振動計測データ処理)

第18条 戸別振動計測点検で収集した振動データおよび録音データを波形動画として処理ならびに解析するものである。各データは、積分値を1秒毎5連続して記録すると同時に、5秒以上振動を録音したものを活用すること。

(弁栓音聴調査)

第19条 仕切弁および消火栓等の配水管付属施設を対象とし、音聴棒を用いて音聴し漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。

(路面音聴調査)

第20条 配水管路について、管路上を漏水探知器等を用いて音聴し漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。

(漏水確認調査)

第21条 戸別音聴調査等による漏水音（漏水疑似音）箇所をボーリングバー又は相関式漏水探知装置を用いて漏水箇所を確定するものである。なお、本作業実施に当たっては、地下埋設物に損傷を与えないように十分留意しなければならない。

(調査確認)

第22条 漏水箇所を発見し、かつ確認作業により漏水と判明した時は、路上に明示したのち、速やかに連絡および指定用紙の調査票で報告するこ

と。

(機材および消耗品)

第23条 調査に必要な資機材および消耗品は受注者の負担とし、計器類は毎日点検して整備しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

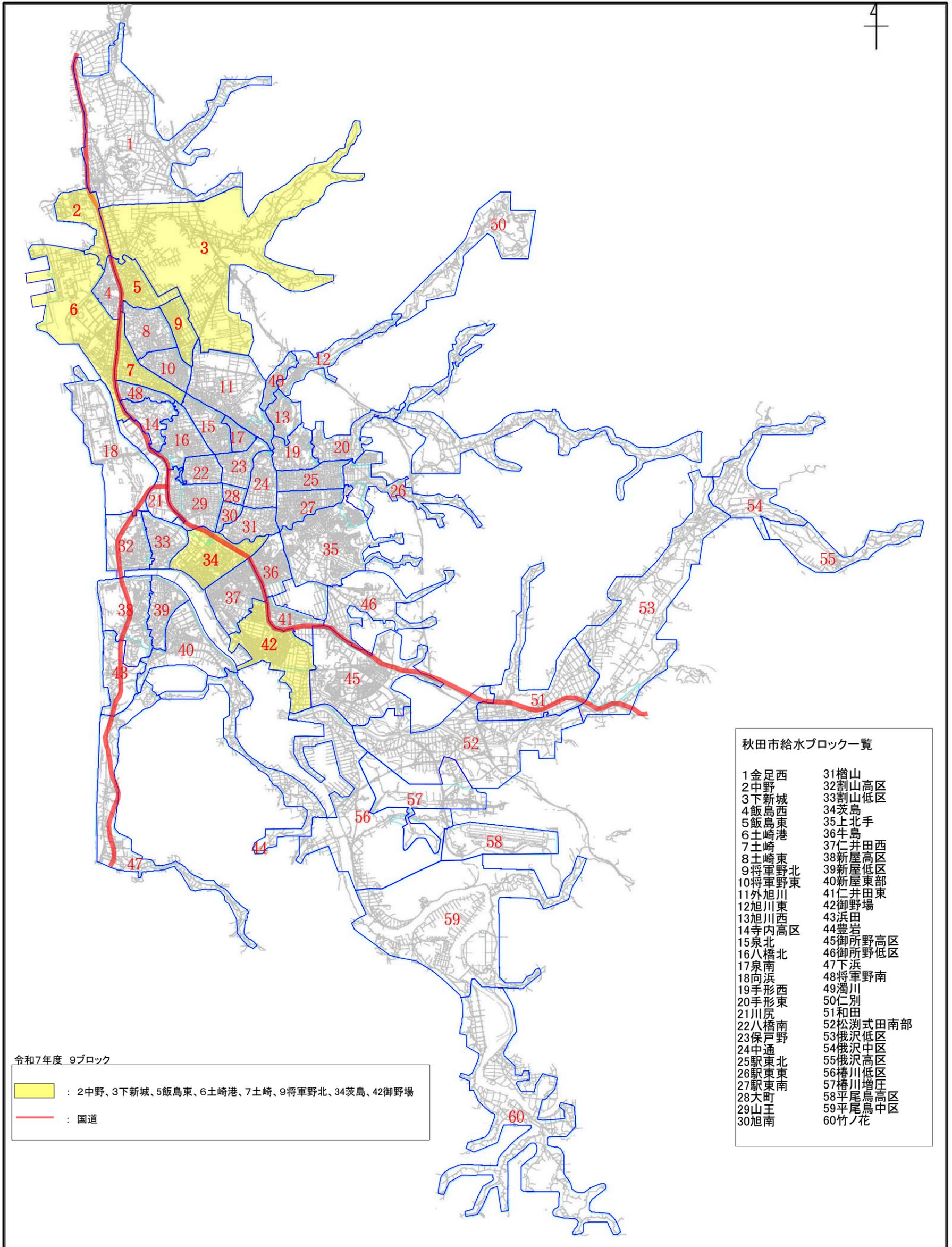
（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市上下水道局を、「乙」は受託者をいう。

# 令和7年度漏水調査ブロック図

4



令和7年度 9ブロック

- : 2中野、3下新城、5飯島東、6土崎港、7土崎、9将軍野北、34茨島、42御野場
- : 国道

## 秋田市給水ブロック一覧

- |          |            |
|----------|------------|
| 1 金足西    | 31 榑山      |
| 2 中野     | 32 割山 高区   |
| 3 下新城    | 33 割山 低区   |
| 4 飯島西    | 34 茨島      |
| 5 飯島東    | 35 上北手     |
| 6 土崎港    | 36 牛島      |
| 7 土崎     | 37 仁井田 西   |
| 8 土崎 東   | 38 新屋 高区   |
| 9 将軍野北   | 39 新屋 低区   |
| 10 将軍野東  | 40 新屋 東部   |
| 11 外旭川   | 41 仁井田 東   |
| 12 旭川 東  | 42 御野場     |
| 13 旭川 西  | 43 浜田      |
| 14 寺内 高区 | 44 豊岩      |
| 15 泉北    | 45 御所野 高区  |
| 16 八橋北   | 46 御所野 低区  |
| 17 泉南    | 47 下浜      |
| 18 向浜    | 48 将軍野南    |
| 19 手形 西  | 49 濁川      |
| 20 手形 東  | 50 仁別      |
| 21 川尻    | 51 和田      |
| 22 八橋南   | 52 松濑 式田南部 |
| 23 保戸野   | 53 俄沢 低区   |
| 24 中通    | 54 俄沢 中区   |
| 25 駅東北   | 55 俄沢 高区   |
| 26 駅東東   | 56 椿川 低区   |
| 27 駅東南   | 57 椿川 増庄   |
| 28 大町    | 58 平尾鳥 高区  |
| 29 山王    | 59 平尾鳥 中区  |
| 30 旭南    | 60 竹ノ花     |